

第90号議案

令和6年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度南魚沼市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）

第2条 令和6年度南魚沼市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 大和病院（大和地域包括医療センター）事業収益	1,178,485千円	200,000千円	1,378,485千円
第3項 医業外収益	208,023千円	200,000千円	408,023千円
（補正しない項の額）	970,462千円	0千円	970,462千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第2款 市民病院事業資本的収入	1,641,475千円	90,000千円	1,731,475千円
第1項 企業債	1,350,800千円	90,000千円	1,440,800千円
（補正しない項の額）	290,675千円	0千円	290,675千円
支 出			
第2款 市民病院事業資本的支出	1,812,267千円	90,000千円	1,902,267千円
第1項 建設改良費	432,593千円	90,000千円	522,593千円
（補正しない項の額）	1,379,674千円	0千円	1,379,674千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のように改める。

(補正前)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良費	332,500 千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入の年から据置期間を含み 30 年以内に償還するものとする。 その他借入先の融資条件に従う。 ただし、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。
借 換 債	1,038,300 千円			
計	1,370,800 千円			

(補正後)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良費	422,500 千円	変更なし	変更なし	変更なし
借 換 債	変更なし			
計	1,460,800 千円			

(他会計からの補助金)

第5条 予算第10条中「558,524千円」を「559,485千円」に改める。

令和6年12月9日提出

南魚沼市長 林 茂 男